

スマートフォン・インターネット等の端末を用いたトラブルの未然防止について

近年、スマートフォンやインターネットの急速な普及により、情報収集はもとより、コミュニケーションツールとしても非常に利便性が高く、私たちの生活形態に大きな変化をもたらすようになりました。しかし、このようなSNS端末に関するトラブルが絶えず発生しております。現在では、誹謗中傷が原因により命を絶つてしまうような痛ましいニュースが、多く報道されています。またこのような端末によって、中学生をターゲットにした出会い系や架空請求などのトラブルに巻き込まれたり、ネットゲームでの多額の課金トラブル、そして個人情報の流失や特定の個人等に対する誹謗中傷等の被害や書き込みがあとを絶ちません。

本校でもSNSをかいしたトラブルが多く発生しています。ぜひ、お子さんたちを、**被害者にも加害者にもさせない**、またそのような端末と上手に向き合い、活用できることを学び、身につけることができるようにご家庭でも指導もよろしくお願い申し上げます。

大人が子どもたちのためにできること

■ 子どもたちに伝えること

- ① 危険性や注意点を教える、ネット利用に伴うリスクを理解させるのみならず、サイバー社会でも現実社会と同様に「やっていいこと、悪いこと」を考え、「悪いことはしない」と思う心(規範意識)を育てる。
- ② インターネット利用者としての自覚をもたせ、利用者として備えるべき「**3つの力**」を養わせることが大切です。
- ③ ITリテラシー(情報技術を使いこなす能力)のみを育てるのではなく、メディアリテラシー(メディアを使いこなす能力)、コミュニケーション能力、人間性、社会性を育てることが重要です。

保護者の役割と責任(ペアレンタル・コントロール)

～ 子どもを信じることは大切ですが、それだけでは子どもを守れない ～

- 犯罪やトラブルから子どもを守るために保護者による見守り、管理(ペアレンタル・コントロール)の実施が必要です。

3つの力 { 判断力・・・情報の正否、危険性の有無、行動の善悪などを見極める力
自制力・・・誘惑に負けない、周りに流されない、がまんできる力
責任力・・・自分の行動について自分で責任を取れる力

インターネットの「使い方」を教えるのではなく、「使い道」を親子で考えてください

- ◆ 新たな機器を子どもに与える際には、その機器のインターネット機能の有無などを確認し、利用させるかどうかを十分に吟味する。
- ◆ インターネット利用にかかわる危険性、子どものインターネット上の遊び場の危険箇所を親子で確認する。
- ◆ 危険性について「注意する」、約束（ルール）を作り、子どもの成長具合を見ながら機能制限をする。
- ◆ 約束が守られているかどうかなどの使い方や困っていないかなど、子どものインターネット利用状況について「見守る」。
- ◆ 「見守る」中で問題が見つかった場合には「指導する」。

各家庭で、注意する・見守る・指導することの徹底をお願いします

実際に横浜市内の中学校で発生したトラブルの例

- ① 学年やクラスでLINEグループを作り、LINEの中で、仲の悪い生徒の悪口を書いたり、はぶいたりした。また誹謗中傷する内容の動画を作成し、UPした。それを拡散した。
- ② 本人の承諾なく、隠し撮りし、TwitterやLINEグループにUPした。また拡散した。
- ③ ある特定の人物の間違った情報（デマ）を書き込み、混乱が起きた。それを拡散した。
- ④ 複数で問題行動を起こした際、LINEをとおして口裏合わせするよう指示を出し、事実の隠そうとした。
- ⑤ 異性や同性に下着姿やプライベートパーツの写真を送るように強要した。また送ってしまった。

※ 生徒の性に関する写真や画像に関しては、学校では、個人のプライバシー保護の関係上、学校で確認して指導することは出来ません。警察にご相談ください。

SNSのトラブルで学校がひへいし、学校本来の業務・機能に支障をきたしているのが現実です...



SNS端末におけるトラブルに関して、学校が支援・協力できること

- (1) 道徳や総合的な学習の時間、各教科領域において、単元の中で、SNS利用におけるマナーやモラル、またその危険性について啓発教育をしていきます。
- (2) 学校生活において、日頃から子供たちが安全・安心で楽しいと感じられる人間関係づくりをよりよく支援していきます。
- (3) 外部機関の講師をも含め、生徒・保護者向けの説明会等を実施し、SNSに対するマナーやモラル、またそのトラブル等の危険性について、理解を深める場を設定します。

これらのSNS端末によるトラブルやお困りのことがありましたら、瀬谷警察署にお気軽にご相談ください。



【相談窓口】 瀬谷警察署 生活安全課 TEL 045-366-0110

- ◆ サイバー犯罪に関する情報は、神奈川県警察のホームページ「暮らしの安全情報」内にあります。ぜひご覧になってください。【神奈川県警察のホームページ】 <http://www.police.pref.kanagawa.jp/>

保護者チェック欄

★確認し☑をお願いします

- 常にお子さんのスマートフォン、タブレット等を見ることができます。（パスワードを知っている）
- 使用方法や使用時間について約束やルールを作っています。また守らせています。
- 約束を守らなかったり、間違った使い方をしたときは、管理、規制しています。
- スマートホン、タブレット等については、家庭でしっかり管理、指導します。